

高齢者施策の方向性

1 基本理念

互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち（仮）

<基本的な考え方>

団塊の世代（1947年～1949年生まれ）のすべてが75歳以上となる令和7（2025）年、本区の高齢化率は国や東京都よりも低いと推計されるものの、高齢者人口の増加が続いていると見込まれます。また、国の高齢者人口は、いわゆる団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）が65歳以上となる令和22（2040）年頃にピークを迎えると推計されています。本区においては、令和2（2020）年現在、最も人口の多い30～40歳代が将来的に壮年期から高齢期に順次移行していくことにより、高齢者人口の増加がさらに進んでいくため、今後も要介護・要支援認定者が増加し、医療・介護需要はより一層高まると考えられます。そこで、団塊ジュニア世代を含む30～40歳代の人口が最も多いという本区の特徴を踏まえ、2025年に向けて、さらにはその先の2040年も見据えて、早いうちからの健康づくり、就労を含む社会参加¹などにより高齢者の生活の質を維持し、健康寿命を延伸する取組が重要となります。

第7期計画では、令和7（2025）年の高齢者を取り巻く状況を想定し、“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を基本理念として、「介護予防」・「生活支援」・「医療」・「介護」・「住まい」の分野ごとに基本目標を掲げ、施策を実施しました。各分野における施策の事業目標は概ね達成されていますが、今後さらに多様化すると考えられるニーズ等を踏まえると、地域住民・団体・企業などの様々な主体のより一層の参画をもって、高齢者施策を進めることが課題となっています。

また国においては、高齢化の急速な進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中、「認知症施策推進大綱」を令和元年6月に取りまとめ、令和2年6月介護保険法等改正では認知症施策の地域社会における総合的な推進を地方公共団体の役割としました。

こうしたことから、第8期計画では、令和7（2025）年、令和22（2040）年の高齢者の取り巻く状況を見据えつつ、本区の特長である

- ・国全体よりも高齢化率の上昇はゆるやかだが高齢者人口は確実に増加すること
- ・高齢者の「単独世帯」（一人暮らし高齢者）が多いこと²
- ・集合住宅に居住する高齢者が多いこと³

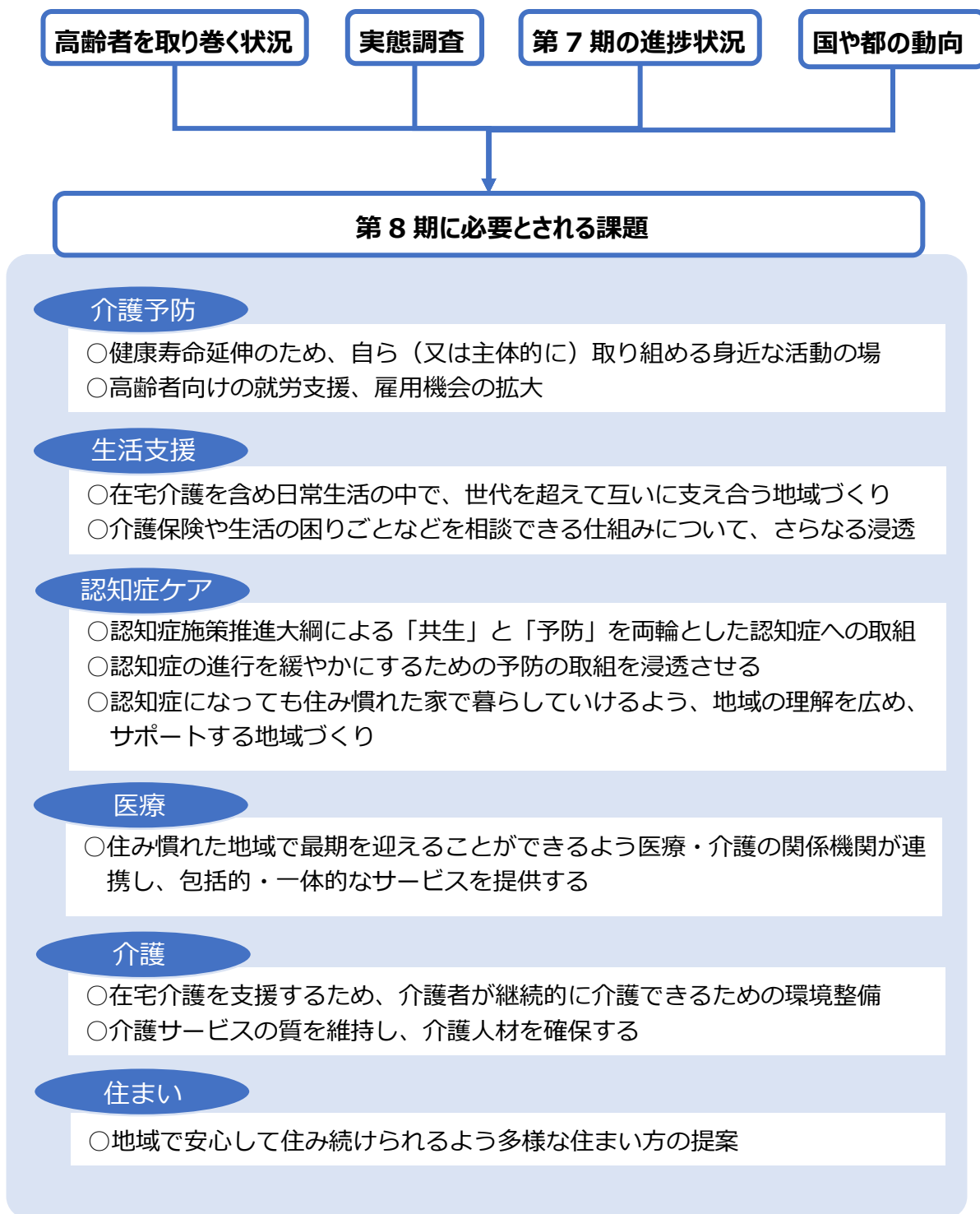
を考慮し、“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち（仮）”を基本理念として「健康づくり（介護予防）」・「生活支援」・「認知症ケア」・「医療」・「介護」・「住まい」の6つの視点から、今後3年間の高齢者施策を実施します。

¹ 令和元（2019）年「中央区高齢者の生活実態調査」によると働いていたいと思う年齢は「健康が続く限り」が28.8%と最も高い。

² 平成27（2015）年国勢調査によると区内「単独世帯」は43%、東京都36%、国27%。

³ 令和元（2019）年「中央区高齢者の生活実態調査」によると集合住宅に住む人の割合は74.9%、平成30（2018）年「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」（内閣府調査）では16.0%。

第8期の計画では、第7期の取組や令和元年度に実施した実態調査結果など、さまざまな状況から見てきた課題を踏まえ、施策を展開していきます。



2 基本目標

基本目標

基本施策

目標1 健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

- (1) 多様な健康づくりの推進
- (2) 健康管理と介護予防の支援
- (3) 社会参加・生きがいづくりの促進
- (4) 高齢者の就労支援

目標2 生活支援

互いに支え合う地域づくりを推進します

- (1) 安心・見守り体制の拡充
- (2) 住民どうしで支え合う生活支援サービスの充実
- (3) 相談・支援体制の充実
- (4) 避難行動要支援者対策の推進

目標3 認知症ケア

認知症ケアを推進します

- (1) 認知症の相談・支援体制の充実
- (2) 認知症に関する普及・啓発の推進
- (3) 認知症の人を地域で支える体制の推進
- (4) 権利擁護の推進

目標4 医療

在宅療養の支援を推進します

- (1) 安心・安全な医療の確保
- (2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進
- (3) 在宅療養の普及・啓発

目標5 介護

介護サービスの充実と人材確保を推進します

- (1) 在宅生活を支えるサービスの充実
- (2) 介護保険サービスの質の向上
- (3) 介護人材の確保
- (4) 家族介護者等への支援

目標6 住まい

安心して生活できる住まいの確保を支援します

- (1) 安心・安全な住まいの整備促進
- (2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援

4 3年間の施策の方向性

健康づくり
(介護予防)

目標 1 健康寿命を延伸するため、 健康づくり（介護予防）と 社会参加を推進します

課題

本区の人口は増加の一途をたどっており、高齢化率は低いものの、高齢者人口は着実に増加しています。そのため、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までは主に後期高齢者が増え続け、さらにそれ以降は、現在本区で最も人口が多い30～40歳代が高齢者層に順次到達し、高齢者が急増していくことが見込まれることから、令和22（2040）年に向け、心身ともに健康な期間をできるだけ長く維持していくための健康づくり（介護予防）施策の推進が求められています。

また、人口増加に伴い、要支援・要介護認定者数は今後も増加すると見込まれることから、介護保険サービスを必要としない自立した社会生活を維持していくための支援が必要です。

住み慣れた地域で健康に生活していくためには、元気なうちから健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組むことが重要です。

区民一人一人が楽しみながら主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに役立つさまざまな情報や多様なメニューを提供することで、健康づくりの場を広げていきます。本区が独自に開発した介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」については、これまで、いきいき館⁴や健康教室で普及を図っただけでなく、さわやか体操リーダーや元気応援サポーターなどの区民の担い手による出前講座や動画配信サイトなども活用し、身近な場所や自宅でもできる健康づくりに努めてきました。今後も多種多様な方法で普及を図りながら専門機関と連携した効果検証なども行い、区民の健康づくり（介護予防）にさらに役立てていく必要があります。

さらに、若年期から健康管理を行い、食生活や生活習慣に関する正しい知識を持つことが、生活習慣病の予防につながります。

高齢者がいつまでもいきいきと活動し続けるためには、社会参加の促進や就労支援の強化など、これまでの経験や能力を活かし、地域の中で活躍できる場や機会の充実を図り、生きがいづくりを支援することが重要です。人生100年時代、仕事、学び、趣味、地域活動などさまざまな場所で生きがいを持って活動できるよう、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりや社会参加を促進し、健康寿命の延伸を推進していきます。

⁴ いきいき館：区内の敬老館の愛称。いきいき桜川、いきいき浜町、いきいき勝どきの3館がある。区内の60歳以上の高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりにつながるさまざまな講座やサービスを行い、高齢者の健康維持と福祉の増進を図っている。

施策の方向性

(1) 多様な健康づくりの推進

- 高齢者がいつまでも健康であり続けられるよう、健康づくりのきっかけを作り、継続をサポートすることで健康寿命の延伸につなげていきます。
- 健康状態に合わせて自由にプログラムを組み合わせ、自宅等で気軽に継続した健康づくりが行える「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」は、地域の身近な場所において区民ボランティアを中心とした普及を図るとともに、新しい生活様式が求められる中で、自主的な健康づくりを支援するツールとしてさまざまな媒体を活用して周知を図っていきます。
- 令和3年度に改訂される健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）をさらに活用するほか、いきいき館等での健康づくり講座などを通して、健康づくり（介護予防）の普及・啓発を推進していきます。
- 筋力向上に有効なマシンを使ったトレーニングなどを行う「さわやか健康教室」や「さわやか体操リーダー」による教室、膝や腰への負担が少なく泳げない方でも楽しめる「水中エクササイズ教室」を開催します。教室参加後も総合スポーツセンター等スポーツ施設の利用につなげるなど、運動の継続を支援していきます。
- 地域の担い手として、区が主催する教室や高齢者クラブ⁵等で体操を指導する「さわやか体操リーダー」や、「通いの場」などへ出張して自宅でも気軽に取り組める体操を普及する「元気応援サポーター」などの区民ボランティアを積極的に育成・活用し、住民どうしが主体的に行う継続的な健康づくりを支援していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	中央粋なまちトレーニングの普及 (介護予防・日常生活支援総合事業)	身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」を区民ボランティアを中心に普及していきます。
②	健康づくりの普及・啓発 (介護予防・日常生活支援総合事業)	体力づくりに取り組める区内の施設や事業等を紹介した健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）を活用して、自主的な健康づくりの普及・啓発を図っています。

⁵ 高齢者クラブ：高齢者が自らの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織であり、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕活動、生きがいを高める各種活動、健康づくりのための活動などを実施。

	事業	内容
③	各種健康づくり教室 ・講座等の実施	筋力アップなどの運動の効果が実感できるプログラムを組み入れた「さわやか健康教室」や、1回完結型で楽しみながら自然と健康づくりにつながる「ゆうゆう講座」、いきいき館での健康づくり講座、小学校温水プールを利用した教室等を実施しています。
④	「さわやか体操リーダー」 および「元気応援サポーター」の育成・活用	高齢者が地域の身近なところで健康づくりに取り組むことができるよう、区民ボランティアを育成し、活動の支援を行っています。

(2) 健康管理と介護予防の支援

- 健康診査や生活機能の低下を確認するチェックリストなどを用いて、高齢者が定期的に健康状態を把握できる機会を提供するとともに、各種健康診査等の受診勧奨を行うなど受診率の向上を図ります。
- 健康診査の結果から健康づくりや介護予防のプログラムにつなげフレイル（筋力や活動が低下している状態）を予防するなど、高齢者の心身のさまざまな課題に対応できるよう、保健事業と介護予防の一体的実施に向け取り組んでいきます。
- 若年期から生活習慣に関する正しい知識を普及することで、生活習慣病の発生と重症化を予防し、主体的な健康管理を支援していきます。
- フレイルや生活機能の低下がみられる高齢者が「はつらつ健康教室」への参加や、「訪問健康づくり」「通いの場」で保健師等による生活機能改善に向けた指導や健康相談を利用できるようにするなど、医療や介護を必要としない心身の健康を維持するための取組を行っていきます。
- 地域の身近な場所で誰もが集える「通いの場」の参加者拡大を図る中で「はつらつ健康教室」等介護予防事業とも連携し、人との交流や運動を継続し、社会参加の機会や社会的役割を持つことにより、自分らしく活動的な生活が送れるよう支援します。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	各種健康診査等	高齢者が自身の健康状態や生活機能を把握するとともに、予防および早期発見を図るよう、特定健診、高齢者健診、がん検診、フレイル予防健診、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施しています。
②	生活習慣病予防	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。
③	「フレイル予防事業判定」「基本チェックリスト」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援	健診時の「フレイル予防事業判定」や「基本チェックリスト」等により、生活機能等が低下している高齢者やうつ・閉じこもり傾向の高齢者に対し、健康づくりプログラムまたは短期集中の介護予防プログラムへの参加を勧奨することにより、フレイル予防や健康づくりを支援しています。
④	フレイル・認知症予防に向けた取組 (介護予防・日常生活支援総合事業)	生活機能の低下した高齢者に対し、生活機能改善や認知症予防に向け、通所が困難な高齢者の居宅を保健師が訪問する「訪問健康づくり」や、転倒予防などの体操や栄養改善、口腔ケア、脳トレなどミニ講習を行う「はつらつ健康教室」などを行っています。

	事業	内容
⑤	高齢者通いの場支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	高齢者の交流の場となる高齢者通いの場への参加を促し、高齢者の社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対する立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、運営者向けセミナーおよび交流会を実施し、運営や活動内容の充実に向けた支援を行っています。

(3) 社会参加・生きがいつくりの促進

- 高齢者のこれまでの経験やスキルをいかして社会的に活躍できるさまざまな場や機会を提供するとともに、スポーツ、文化、生涯学習、地域活動など高齢者が主体的に活動できる環境づくりを推進していきます。
- 「退職後の生き方塾」では、退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。
- 「元気高齢者人材バンク」では高齢者が知識や技能をいかして地域活動や社会貢献が行えるよう、活動の場や機会の拡充を支援していくとともに、地域のニーズとのマッチングを積極的に行っていきます。
- いきいき館では、地域における多様な活動の拠点としてさまざまな講座やイベントを実施するとともに、利用者の得意分野をいかして講座の講師として起用し、利用者が主体的に活動できるよう支援していきます。また、孤立防止・生きがい推進担当を配置し、地域での見守りの役割を強化していきます。
- 高齢者クラブ、シニアセンター、区民カレッジなど高齢者一人一人の意欲や状況に応じた活動の場として周知を図っていくとともに、地域の多様な主体と連携した新たな社会活動の推進を支援していきます。
- 人口増加が見込まれる晴海地区において、ほっとプラザはるみをリニューアルし、高齢者を含めた地域のあらゆる世代が集える地域コミュニティの拠点として活用していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援 (介護予防・日常生活支援総合事業)	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない高齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講者が地域でのサークル活動や地域貢献活動などができるよう支援していきます。
②	「元気高齢者人材バンク」の活動支援	知識や技能を持った人材を登録し、その活動を必要とする団体等とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やPR活動を行い、活躍の場を広げています。
③	セカンドライフ応援セミナー	高齢者が主体的に社会に参加し、生きがいを持って生活するきっかけとなるよう、ボランティア活動や就労支援事業、趣味を活用・披露する場を紹介するセミナーを開催します。
④	いきいき館の運営	ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型のイベントを開催しています。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。
⑤	高齢者クラブの活動支援	地域の高齢者の自主的組織である高齢者クラブの運営に対する助成等の支援を行っています。

⑥	シニアセンターの活用	中央区在住・在勤でおおむね 50 歳以上の個人・団体を対象として、社会参加に関する情報や機会および場所の提供、生きがい活動リーダー（生きがい活動支援室）による活動を通じ、中高年齢者の主体的な社会参加活動を支援しています。
⑦	区民カレッジの開催	区民に学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域活動に生かしていけるよう支援しています。
⑧	多世代交流の推進 （ほっとプラザはるみリニューアル後）	東京 2020 大会後に晴海地区に新たなまちができることを踏まえ、地域のあらゆる世代が集い、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点となる施設へとリニューアルを行います。

(4) 高齢者の就労支援

- 既存の各事業を充実させ、高齢者個人の健康状態や生活状況を踏まえて、希望に合った就労的活動のコーディネートを行い、働くことによる生きがいづくりを支援していきます。
- セカンドライフ応援セミナー等さまざまな機会を活用し、シルバー人材センター、無料職業紹介所シルバーワーク中央の積極的な周知・啓発を図っていきます。
- シルバー人材センターでは周知方法を工夫することにより会員の拡大に努めるとともに、就業専門員を中心として就業開拓やきめ細かなマッチングを推進していきます。
- 無料職業紹介所シルバーワーク中央では、独自求人の開拓や情報提供に努め、本格的な就労を希望する高齢者と希望職種とのマッチングを行っていきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	シルバー人材センター	区からの受託事業のほか、民間事業所、一般家庭からの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えています。
②	無料職業紹介所 シルバーワーク中央	求職者の丁寧な面談を行うとともに、新しいチャレンジにつながる再就職セミナーを実施し、本格的な就労を希望する高齢者に対して働く場の提供やきっかけづくりを行っています。
③	高年齢者合同就職 面接会	高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しています。
④	高齢者雇用企業奨励 金	高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っています。

目標 2 互いに支え合う地域づくりを推進します

課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らしやすい環境を整備するためには、行政や専門職によるサービスの提供だけでなく、地域住民、NPO、民間企業など、多様な主体の参画が求められています。

そのためには、新たな地域の担い手の確保・拡充が重要であり、これまで高齢者支援や地域活動に関わりがなかった地域住民が自らの意志で活動に参加できるような仕組みをつくっていくとともに、社会貢献活動への関心が高い民間企業等への働きかけにより、さまざまな力を生かした地域活動をより一層促進していくことが必要です。

ボランティアや民間企業による見守り体制の強化だけでなく、生活の困りごとを住民どうして支え合う生活支援サービスの充実、住民の視点から気づいた地域課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりなど、地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制を構築していくことが求められています。一人暮らし高齢者が多い本区では高齢者が社会的に孤立するリスクが高いことから、誰もが身近な場所で気軽に参加できつながらりを持てる「通いの場」や生活支援コーディネーターによる高齢者の居場所づくりなどの拡充を引き続き行っていく必要があります。

また、高齢者の身近な相談窓口として専門職種の相談員を配置したおとしより相談センター（地域包括支援センター）を区内5カ所に設置していますが、晴海地区の人口増加に伴い、おとしより相談センターを新たに整備し相談体制を強化していきます。さらに8050問題など複合的で地域では解決が困難な課題などに対応できるよう、相談支援に関する多機関が協働する重層的な支援体制を構築し、包括的な相談支援体制を充実していく必要があります。

災害時に自力で避難したり生活したりすることが困難な高齢者に適時適切な支援を実施するためには、日頃から地域での見守りや関わりをもつことが必要です。地域住民や関係機関が連携し、災害発生時に迅速な安否確認や避難支援を行えるよう体制を整備していくことが重要です。

施策の方向性

(1) 安心・見守り体制の拡充

- 一人暮らしや認知症などの高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会等など地域の人材を活用した見守り体制の強化に努め、地域全体で高齢者の見守り活動を実施していきます。
- 協定事業者による見守り活動については、業種や事業所数の拡大を図り、企業活動の中で行う見守り活動の輪を広げていきます。また、連絡会の開催などを通じて見守り活動の質の向上を図っていきます。
- 高齢者を見守る事業やサービスの普及・啓発を図るほか、必要な方に見守りの目が行き届き、安心・安全な生活を続けることができるよう、よりきめ細かい支援を行っていきます。
- 見守りキーホルダーや見守りアイロンラベルなど認知症の方を見守る事業やサービスを継続して行うほか、徘徊により行方不明になった時に地域のボランティアにより早期に対応できる体制を構築していきます。
- ごみや資源を集積所まで運び出すことが困難な高齢者を対象に、職員が訪問して収集する「ごみ・資源のふれあい収集」により、日常生活を支援するとともに見守りを推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	地域ボランティアによる見守り活動	民生・児童委員や地域のボランティア（あんしん協力員）による見守りを要する高齢者の戸別訪問、街中での声かけやひとり暮らし等高齢者調査を活用し、高齢者の孤立、認知症、虐待、消費者被害の防止などの課題について地域全体で取り組み、支援を行っています。
②	協定締結事業者による見守り活動	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。
③	一人暮らし高齢者等の安心・安全を支援する事業	24時間365日体制で健康に関する相談に対応し、緊急時には自宅を訪問して救助活動を行う「緊急通報システム」をはじめ、「食事サービス」や「救急医療情報キット」の配布、「友愛電話訪問」などを通じて高齢者が安心・安全な生活を続けるための見守りや孤独感の解消に向けた支援などを行っています。
④	認知症高齢者の見守りサービス	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりPASS(パス)（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用」の助成などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。

	事業	内容
⑤	行方不明高齢者検索ネットワーク	行方不明高齢者の早期発見、事故の未然防止のため、認知症サポーターや見守り協定事業者による検索ネットワーク（通称おさがし隊またはみつけ隊）を構築します。
⑥	ごみ・資源のふれあい収集	障害のある方や65歳以上の高齢者などの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行っています。

(2)住民どうしで支え合う生活支援サービスの充実

- プロアクティブ・コミュニティの確立に向け、地域住民や企業、NPO、ボランティア団体などによるネットワークを形成しながら、住民どうしによる支え合いの地域づくりを目指していきます。
- 高齢者が日常生活を送るうえで支援が必要な時に、多様な担い手による生活支援サービスの充実を図るとともに、困りごとや悩みなどを気軽に相談し助けあうことのできる環境づくりに努めていきます。
- 高齢者が誰でも気軽に立ち寄れる住民主体の「通いの場」を拡充していくことで、孤立防止・生きがいつくりにつなげていきます。また、生活支援コーディネーターや関係機関と連携しながら地域の中の担い手を発掘し、立ち上げや運営に対する支援の充実を図り、区内で多様な「通いの場」が運営されるよう支援していきます。
- 「生活支援コーディネーター」を配置し、地域におけるさまざまなニーズの把握や、地域の支援者や関係機関へのつなぎ役として、課題解決に取り組む協働の体制づくりを推進していきます。
- 生活支援コーディネーターや関係機関等が情報共有等を行うため、区全体に「地域支え合いづくり協議体」、日常生活圏域ごとに「支え合いのまちづくり協議体」を設置し、地域課題や既存の地域資源に対するネットワークを強化していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	高齢者通いの場支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 【再掲】	高齢者の交流の場となる高齢者通いの場への参加を促し、高齢者の社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対する立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、運営者向けセミナーおよび交流会を実施し、運営や活動内容の充実に向けた支援を行っています。
②	虹のサービス (区民どうしのたすけあい家事サポート)	高齢や障害出産などにより、日常的な家事にお困りの方(利用会員)を、地域の方(協力会員)がお手伝いする、たすけあい活動です。
③	入退院時サポート	中央区社会福祉協議会「虹のサービス」の協力会員が、一人暮らし高齢者等に対して、病院への入院時から退院後1週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをしています。(虹のサービス会員登録が必要となります。)
④	暮らしの困りごとサポート	日常生活での専門的な技術を要しない困りごとについて、シルバー人材センターの会員が出張してサポートを行っています。
⑤	生活支援コーディネーターによる取組の充実 (住民参加による支え合いの体制づくり)	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

	事業	内容
⑥	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 (住民参加による支えあいの体制づくり)	生活支援コーディネーターや関係機関等が定期的に情報共有及び連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支えあいの体制づくりに活用していきます。

(3) 相談・支援体制の充実

- おとしより相談センター（地域包括支援センター）を核とした総合支援体制を推進し、高齢者がいつでも身近な場所で気軽に相談でき、適切なサポートを受けられる環境づくりを推進していきます。
- おとしより相談センター（地域包括支援センター）については、適切な運営を図るための体制を推進することにより質の向上に努め、地域に密着した相談支援窓口の中核としての役割を促進していきます。
- 区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、区の関係部署や関係機関が連携して重層的に支援できるような体制を整備し、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- 人口増加が見込まれる晴海地区において「晴海おとしより相談センター（仮称）」を整備し、相談体制を強化します。
- 高齢者に関係のある事業についてまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や介護保険制度や区の独自のサービス等に関する手びき（「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」）等を配布し、高齢者やその家族に必要な情報をわかりやすく提供していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	おとしより相談センターの適切な運営・評価	おとしより相談センターの事業内容・活動内容について年度ごとの目標を設定するとともに、目標に対する到達度合等の評価を運営協議会の場で行い、PDCA サイクルにより効果的な運営を図ることにより、センターの質の向上、課題改善等につなげています。
②	晴海おとしより相談センター(仮称)の整備	身近な場所で相談しやすい体制を整えるために、月島、勝どき（分室）に加えて、晴海地区に新たに分室の設置に向けた準備を進めます。
③	包括的相談支援体制の構築	区民の相談を身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場を整備します。また、相談支援包括化推進員（仮称）を任命し、各相談支援機関における連携を強化するとともに、相談支援包括化推進連絡会議（仮称）を開催し、単独の相談支援機関では対応が困難な複合的な課題を抱える区民及びその区民が属する世帯への支援体制を強化しています。
④	高齢者サービスの普及・啓発	高齢者に関係のある事業についてのあらましをまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や、介護が必要となったときに適切なサービスや支援を選択できるよう介護保険制度等をまとめた「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」を配布するとともに、地域の町会・自治会、区民活動グループ等を対象に出前講座を実施し、普及・啓発を行っています。

(4) 避難行動要支援者対策の推進

- 防災イベントなどさまざまな機会を利用し、家具類転倒防止器具取付サービスについて周知を図り、利用促進に努めていきます。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）の支援について、防災区民組織や民生・児童委員などの地域の方や関係機関と連携し、一体となって支援体制の整備を進めていきます。
- 災害対策基本法に基づき地域の支援者に提供している「災害時地域たすけあい名簿」を、既存の組織だけでなく提供先を拡充するとともに、名簿を利用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めるため、防災区民組織などを通じて広く地域に周知していきます。
- 災害時に通常の避難所では生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について、必要な物品を整備するとともに、関係機関との連携体制をより一層強化し、円滑な避難や避難所運営に取り組んでいきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	家具類転倒防止器具の設置	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。
②	「災害時地域たすけあい名簿」の配付	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、災害に備えて本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、自助・共助・公助の取組を推進しています。
③	避難行動要支援者支援体制の整備	「災害時地域たすけあい名簿」などを活用し、支援体制の整備に向けた取組を防災区民組織など地域とともに進めています。
④	福祉避難所の整備	災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための物品の備蓄の充実や、円滑な避難所運営に向けた関係機関との連携体制強化を図っています。

目標 3 認知症ケアを推進します

課題

本区の要介護・要支援認定者の約 61%は、見守りまたは介護が必要な認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）です。その数は高齢者人口全体の約 13%を占めています。今後の後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進が重要な課題です。

認知症施策は、令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱において、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味する「予防」と「認知症の人が希望を持って認知症とともに生きる」「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」ことを意味する「共生」を車の両輪として推進することが求められています。また、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進していく必要があります。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されており、「通いの場」や「中央粋なまちトレーニング」のさらなる普及や生活習慣病対策を推進する必要があります。また、認知症を疑いはじめる前から、相談できる体制を整備し、早期に認知症の受診・診断・治療がなされるよう支援することが重要です。

区の調査⁶では高齢者のうち 47.6%が認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいと回答しており、自宅での生活を望んでいます。認知症になっても重症化を防ぎ、周囲の理解のもと、尊厳と希望をもって地域で生活していくことができることが重要です。そのためには、認知症に関する正しい知識を持って、認知症の方や家族を手助けする認知症サポーターを養成するとともに、認知症の方本人による情報発信の機会を設けるなど、地域全体で認知症の方を支える体制づくりが不可欠です。

さらに、一人暮らし高齢者が認知症となった場合などの成年後見制度の利用も視野に入れ、本人の意思を尊重した権利擁護の支援が重要です。区の調査⁷では高齢者の 53.0%が成年後見制度を「あまり知らなかった」「全く知らなかった」と答えており、制度について普及することが求められているため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を本計画に包含し、制度の利用促進にかかる施策を推進していく必要があります。

⁶ 令和元（2019）年「中央区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問58

⁷ 令和元（2019）年「中央区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問50

施策の方向性

(1) 認知症の相談・支援体制の充実

- 各おとしより相談センターに配置している「認知症地域支援推進員」を中心に、医療機関や地域の認知症サポーターなどと連携した総合的な相談・支援体制を推進していきます。
- 「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の初期の段階から適切な医療や介護サービスを利用できるよう、一人一人の状態に応じたきめ細かな支援を推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援	認知症相談のための専用電話を設置し、認知症の方やその家族等周囲の方の悩みや不安について、専門職による相談を受けています。匿名の相談も受け付けており、必要に応じて家庭訪問を行っています。また、身近な相談窓口としておとしより相談センターが相談を受け、必要な情報の提供とサービスにつないでいます。さらに、認知症の方を支える周囲の方々の相談支援も行っています。
②	「認知症初期集中支援チーム」による支援	認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する40歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症の方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族の支援を含めた初期の包括的支援を行っています。
③	「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援	各おとしより相談センターの「認知症地域支援推進員」は、区の「認知症支援コーディネーター」と連携し、本人や家族、地域の方からの相談窓口となり、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、適切な医療・介護サービスにつなげています。
④	認知症疾患医療センターとの連携	認知症の専門医療相談や診断へのつなぎをスムーズに行うため、地域連携型認知症疾患医療センターの聖路加国際病院および同地域拠点型の順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を図っています。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス 【再掲】	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりPASS(パス)（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」の実施などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。

	事業	内容
⑥	高齢者通いの場支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 【再掲】	高齢者の交流の場となる高齢者通いの場への参加を促し、高齢者の社会参加・介護予防を促進するとともに、運営者に対する立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、運営者向けセミナーおよび交流会を実施し、運営や活動内容の充実に向けた支援を行っています。
⑦	生活習慣病予防 【再掲】	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。

(2) 認知症に関する普及・啓発の推進

- 認知症について備え、認知症になっても早期支援が効果的に行われるよう、症状の進行にあわせた具体的なケア方法、利用できる医療・介護サービスおよび相談窓口などをまとめた「認知症ケアパス」について、情報を適宜更新するとともに広く普及させていきます。
- 認知症関連のリーフレットなどを更新・拡充し、おとしより相談センターや区の専門職員が地域に出向いて講座を行う際などに活用するとともに、認知症サポーター養成講座の受講者拡大などにより、広く区民や在勤者の認知症に対する理解を深めていくため、より一層の普及・啓発に取り組んでいきます。
- 若年性認知症の方が、若年性認知症総合支援センターや若年性認知症コールセンター等による相談支援機関で、必要とする支援が受けられるよう普及・啓発に取り組んでいきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	認知症ケアパス『備えて安心！認知症』の活用	認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、「私のページ」では、今後の介護の希望などの気持ちの整理ができるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。高齢者向け講座や相談窓口等で配布・活用しています。
②	認知症関連リーフレット等を活用した出前講座等の開催	認知症啓発パンフレット「知って安心 認知症」、「認知症かな？と思ったら・・・」や東京都若年性認知症総合支援センターのご案内を相談窓口等で活用するとともに、専門職員による出前講座などを行っています。

(3) 認知症の人を地域で支える体制の推進

- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成していくとともに、受講者や受講企業等に対して、サポーターであるしるしとしてのステッカーを配布し、自宅や企業等に貼付してもらうことで、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 区民のキャラバン・メイトを養成し、おとしより相談センターの支援のもと、認知症サポーター養成講座の講師として、認知症サポーターの育成を推進し、活動の場を広げていきます。
- 認知症サポーターや専門相談員、地域のさまざまな担い手とともに、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談や情報発信ができる場（認知症カフェ等）を支援し、認知症の方本人の発信の場をつくりま。
- 行方不明高齢者捜索ネットワークを新たに構築することで、地域ボランティアや事業者による地域の見守り活動を強化し、地域全体で認知症の方やその家族を支える体制の整備を推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	認知症サポーター養成講座の開催	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館など幅広い年代を対象に、住民講座、ミニ学習会として開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。 講座を受講した団体・企業にサポーターのしるしとしてステッカーを配布し、地域へ発信していきます。
②	認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援	専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、認知症カフェ等（気軽に相談できる場）の支援を図るとともに、認知症の方本人からの発信の機会を作っていきます。また、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備について、検討していきます。
③	地域ボランティアによる見守り活動 【再掲】	民生委員や地域のボランティア（あんしん協力員）による見守りを要する高齢者の戸別訪問、街中での声かけやひとり暮らし等高齢者調査を活用し、高齢者の孤立、認知症、虐待、消費者被害の防止などの課題について地域全体で取り組み、支援を行っています。
④	協定締結事業者による見守り活動 【再掲】	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。

	事業	内容
⑤	認知症支援における地域ケア会議の活用	認知症高齢者が地域で住み続けられるよう、必要に応じて、おとしより相談センターが地域ケア会議を開催し、地域におけるサポート体制を強化しています。
⑥	行方不明高齢者検索ネットワーク 【再掲】	行方不明高齢者の早期発見、事故の未然防止のため、認知症サポーターや見守り協定事業者による検索ネットワーク（通称おさがし隊またはみつけ隊）を構築します。

(4) 権利擁護の推進

- リーフレット等を活用により、成年後見制度の普及・啓発を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークを構築します。
- 成年後見人等を育成するため、養成研修やフォローアップ研修を実施して、担い手を養成します。
- 町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
- 高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待といった虐待について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット、区内のイベント等において、成年後見制度の基本的な仕組みや申立費用・報酬助成制度の周知をしています。
②	成年後見制度等の利用支援	誰もが成年後見制度を安心して利用できるようにするため、本人の意思を最大限尊重した適時・適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の参加などを行っています。
③	成年後見人等の養成	社会貢献型後見人等候補者を養成するため、養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う配偶者および4親等内の親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施しています。
⑤	地域連携ネットワークの構築および中央区成年後見制度利用促進協議会（仮称）の設置	本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなるチームを相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援するため、地域連携ネットワークを構築します。区および成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、中核機関として、専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの運営および地域における連携・対応強化の継続的な推進を行います。 また、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に果たせるような体制づくりを進めるための合議体として、中央区成年後見制度利用促進協議会（仮称）を設置します。

	事業	内容
⑥	高齢者虐待相談	<p>高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。</p>

目標 4 在宅療養の支援を推進します

課題

東京都保健医療計画（平成 30 年 3 月改定）によると、本区が位置する区中央部保健医療圏域の特徴は、医療療養病床⁸数は都平均の約 5 割、介護療養病床⁹数は都平均の約 3 割である一方、高度医療提供施設が集積しさまざまな地域から患者が流入しているとされています。東京都が平成 28（2016）年 7 月に策定した「地域医療構想」に基づく、2025 年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、さらに自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。

地域の医師会等と緊密に連携しながら、かかりつけ医の普及・定着を進め、在宅医療や感染症発生時・災害時の対応において、必要とする医療サービスが切れ目なく最期まで提供される環境を整備していくことが重要です。

医療的ケアを必要とする要介護者の在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えるには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、さらに包括的・一体的な在宅医療・介護サービスを提供することが求められます。

区の調査¹⁰では区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員のうち、在宅療養支援を推進するために必要なこととして、「医療関係者と介護関係者が情報交換できる場を確保する」が 26.8%と上位にあり、顔の見える関係づくりの場の提供、またそれらへの参画を促す取組も重要です。

介護が必要になっても自宅で暮らし続けたいという高齢者が多い中、自分らしく最期まで安心して在宅療養生活を送るためには、本人や家族をはじめ広く区民に在宅療養が必要になったときの医療や介護サービスの適切な選択や、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく ACP（人生会議）の取組や在宅療養について普及・啓発を図ることが重要です。

⁸ 主として長期にわたる療養が必要とする患者のための病床（医療保険が適用）

⁹ 主として長期にわたる療養が必要とする患者のための病床（介護保険が適用）

¹⁰ 令和元（2019）年「中央区在宅医療・介護に関する調査」問29

施策の方向性

(1) 安心・安全な医療の確保

- 健康状態や生活機能の低下のサインを早期に発見できるよう、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携のもと、「かかりつけ医 MAP」の配布などにより、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・定着を促進していきます。
- 医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで行うことができる医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。
- 休日等応急診療所などの緊急時の医療体制を引き続き確保していきます。また、在宅療養者本人およびその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や医療対応の緊急ショートステイの確保による切れ目のない支援体制を維持します。
- 特別養護老人ホームへの看護職員の雇用費の助成などにより、高度な医療を必要とする高齢者の受入れを促進していきます。
- 感染症・災害発生時に医師会等と連携を図り、初動期の医療救護体制の構築および医薬品の確保をはじめとした応急救護体制を整備・充実させていきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布	医療相談窓口を設置するとともに、「かかりつけ医等のマップ」を配布して区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図っています。
②	地域医療体制整備のための医師会等との連携	病床の機能分化などの状況を勘案し、今後の訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導などの在宅医療ニーズに関して医師会等と連携を強化し、地域医療体制の整備に向けた協議を行っています。
③	休日等診療	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日等における急病患者に対する診療（内科・歯科等）および調剤サービスを提供するとともに、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送にも対応しています。
④	在宅療養支援病床の確保	在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、区内および隣接区の病院3カ所に緊急一時入院のための病床を確保しています。
⑤	医療対応の緊急ショートステイサービス	家族等介護者の緊急時などに利用できる医療対応のショートステイサービスを提供し、切れ目のない支援体制を確保しています。

	事業	内容
⑥	特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成	区内の特別養護老人ホームの運営事業者に対し、看護職員を雇用する経費を助成し、看護職員の配置を促進することにより、経管栄養などの医療処置を必要とする入所希望者の受入れを促進しています。
⑦	災害時の応急救護体制の整備	災害発災時においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、傷病者に対する応急処置や災害拠点病院などへの転送の適否等迅速な対応ができるよう初動体制を構築するとともに、薬剤師会との連携による医薬品の確保も図っています。

(2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進

- 「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備などについて協議を行い、医療的ケアを必要とする在宅要介護高齢者やその家族の在宅生活を支援するための体制整備を強化していきます。
- 医療機関や介護サービス事業者を対象とした日常の療養支援、看取り、認知症の対応力強化など在宅療養にかかる課題についての研修会の開催や多職種連携支援の手引きを作成してその活用を促進するとともに、ICT を利活用するなどし、医療・介護の連携強化と在宅療養についての技能や知識の普及・啓発を図っていきます。
- 医療・介護サービス資源を分かりやすく整理し、区ホームページやパンフレットなどを通じて広く区民に対する情報提供を行っていきます。
- 医療・介護サービスの関係機関の連携強化および情報共有の支援を強化するため、おとしより相談センターの連携支援窓口機能の強化を図っていきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	在宅療養支援協議会の開催	学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員等により構成される「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備について協議を行っています。
②	医療・介護サービス従事者の多職種連携	医療ニーズの高い要介護高齢者の支援体制のあり方などを示した「在宅療養支援（要介護高齢者）の手引」を活用するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した多職種連携体制の構築（情報共有ツールの導入）を支援し、医療と介護関係者の連携を図っています。
③	「医療と介護の関係者の交流の場」の開催	医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職を対象としたグループワーク研修を区やおとしより相談センターが中心となって開催し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供しています。
④	医療・介護サービス資源の把握および情報提供	在宅療養支援診療所の届出を行っている医療機関をはじめ、訪問看護ステーションなど、在宅療養の関係機関の情報（所在地、連絡先など）をリスト化してホームページなどで情報提供しています。

(3) 在宅療養の普及・啓発

- 区民一人一人が、在宅での療養が必要となったときの、在宅医療や介護サービスの適切な選択方法や人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく ACP（人生会議）、看取りなどをテーマとしたシンポジウムや講演会を開催し、在宅療養のより一層の普及・啓発に取り組んでいきます。
- リーフレットの活用などにより、本人や家族等に本人が望む医療やケアについて前もって考えることの大切さを伝えるとともに、ケアマネジャー連絡会・研修会を通じて、ACP（人生会議）の重要性について普及・啓発を図っていきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催	区民を対象としたシンポジウム、講演会の開催や区民向けリーフレットを作成・配布し、在宅療養や在宅での看取り、ACP（人生会議）などに関する普及・啓発を行っています。
②	在宅療養支援訪問看護事業	在宅療養生活の中核を担う訪問看護サービスの利用を促進するため、導入を迷っている利用者や家族が体験的に利用できるお試しサービスを提供することにより、利用を後押ししています。
③	訪問歯科・薬剤管理サービスの普及・啓発	在宅要介護者などが自宅で必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる訪問歯科診療や、薬剤師が訪問して服薬指導や支援を行う訪問薬剤管理指導などの在宅医療サービスについて、歯科医師会や薬剤師会と連携し、普及・啓発を図っています。

目標 5 介護サービスの充実と人材確保を推進します

課題

介護保険サービスは、介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念としています。高齢者一人一人が状態に応じた適切なサービスを受け、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を続けられるよう支援するためには、介護保険サービスや区独自のサービスを充実し、在宅介護生活の継続を支援していくことが重要です。

介護が必要となった方の重度化を防止しつつ、自宅で介護保険サービス等を安心して受けるためには、介護事業者への実地指導や地域ケア会議を活用したケアマネジャーへの支援などにより、介護事業者等の質の向上を進めていくことが不可欠です。

さらに、台風や豪雨、地震などの自然災害や感染症が発生した状況下においてもサービス提供の継続が求められることから、日頃から災害や感染症の発生を想定した備えが必要です。感染症拡大防止や災害対策に係る研修や発災を想定した訓練を定期的に行い、介護事業者と緊密に連携して、必要物品の備蓄や非常時の人員体制などについて確認し、体制を整備することが必要です。

介護人材の確保の点では、都心区である本区は、介護事業者において、人材不足が顕在化しています。区の調査¹¹では居宅サービス事業者の46.1%、施設サービス事業者の89.6%が介護職員の不足を感じています。また、令和7（2025）年以降、担い手となる現役世代の減少が見込まれるなかで、介護職合同就職相談・面接会の開催や介護職員などへの宿舍借上支援等により介護人材を確保し、定着支援を継続していく必要があります。

また、介護事業者への支援だけでなく、自宅で介護をしている家族等への支援も推進する必要があります。「介護離職ゼロ」を目指し、介護と仕事の両立を支援するためには、介護者の休息（レスパイト）や情報交換、悩みの共有などを図る場の提供が求められます。介護者同士の交流会の開催やショートステイサービスの提供など、介護と仕事の両立を希望する介護者の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援を推進していくことが重要です。

¹¹ 令和元（2019）年「中央区居宅サービス事業所調査」問15、「中央区施設サービス事業所調査」問16

施策の方向性

(1) 在宅生活を支えるサービスの充実

- 中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、「小規模多機能型居宅介護」の普及・啓発に取り組みます。
- 重度者をはじめとした要介護者の自宅での生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知を図り、利用を促進していきます。
- 入浴サービス、紙おむつの支給等の介護保険サービスの種類や量を補う区独自のサービスについては、サービス給付の現状分析やニーズに応じた見直しを行いながら、自宅での生活の継続を支援していきます。
- 自立支援・重度化防止を推進するため、介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービスの提供体制のあり方を検討していきます。
- ショートステイを提供することで、要介護者の心身機能の維持を図ります。
- 無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急時に対応する緊急ショートステイやミドルステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	「小規模多機能型居宅介護」の普及およびサービス確保の検討	「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、区内3カ所の事業所（定員79人）の普及・啓発を図っています。また、区民ニーズの動向や地域バランスを踏まえたサービス提供体制の確保について検討しています。
②	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービスの確保	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携して定期巡回および利用者からの連絡による随時の対応を提供する地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、今後のサービス提供体制の確保について検討しています。
③	区独自の在宅サービスの提供	生活援助サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護保険サービスの種類や量を補う区独自のサービスを提供しています。
④	リハビリテーション提供体制のあり方の検討	地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、事業所の数や利用率のデータなどを活用して地域の実態や課題の分析を進めています。
⑤	ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（7事業所65床）を提供しています。

	事業	内容
⑥	緊急ショートステイ ・ミドルステイサービスの提供	介護者が入院するなどの緊急時に利用できる緊急ショートステイおよび要介護度4, 5で特別養護老人ホームの申込者が利用できるミドルステイサービスを提供しています。

(2)介護保険サービスの質の向上

- 自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプラン点検を推進し、事業所への実地指導の強化することで、より一層の給付の適正化を図っていきます。
- 地域ケア会議（資質向上型）を通して、支援内容の改善やケアマネジャーをはじめとした専門職の資質の向上を図っていきます。また、おとしより相談センターが地域のケアマネジャーの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々の能力が向上するよう支援していきます。
- 地域密着型サービスの適切な運営を図るために、学識経験者をはじめ、医療関係団体の構成員などで構成される介護保険地域密着型サービス運営委員会を開催し、運営状況の確認・運営評価等を行います。
- 事業者が希望するテーマに沿った各種研修会の開催や事業者支援関連システム（ケア倶楽部）などを活用して、「介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動を支援し、事業者の質の向上を図るとともに相互の連携を強化していきます。
- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症・災害発生時に介護サービス事業者と連携を図るために、感染症・防災対策に係る研修や訓練を実施していきます。
- 介護相談員が定期的に介護施設へ訪問し、利用者や家族の話を聞き、施設職員と話をすることで、利用者の不安を解消するとともに、介護施設のサービスの向上を推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	介護給付の適正化	ケアプランの内容について利用者の自立支援の観点から過不足なくサービスが提供されているか介護給付適正化指導調整専門員による指導点検を行っています。また、事業者の不正請求を防ぐため「介護給付費通知」を送付するなど、給付の適正化を図っています。
②	「介護サービス事業者への実地指導」の実施	良質な介護サービスを提供するために、サービス事業者を訪問しながら実地指導を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、事業所の運営等に関して指導・助言等を行っています。また、東京都と連携し、介護事業者の指導監督体制の充実を図っています。
③	地域ケア会議の開催	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及・啓発型、問題解決型および資質向上型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。

	事業	内容
④	介護保険地域密着型サービスの適切な運営	介護保険地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営およびサービス事業者の公正・公平な指定を図るため、学識経験者、医療関係団体の構成員、介護サービス事業者代表、福祉関係団体の構成員、被保険者代表等で構成する介護保険地域密着型サービス運営委員会を設置しています。
⑤	ケアマネジャーの支援	おとしより相談センターが地域のケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々のスキルアップを図るほか、相互のネットワークの構築を促しています。また、地域ケアマネジメント力の向上のため、その中心的な役割を担う主任ケアマネジャーの意見交換や後進育成の場を提供し、連携を支援しています。
⑥	介護サービス事業者の支援	介護サービス事業者連絡協議会(以下、「協議会」という。)の主体的な運営を支援し、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携等さまざまなテーマの研修会を開催しています。また、協議会会員向けに区から迅速な情報を提供したり、国や都などから発信される最新情報を共有したりするため、令和元年度から事業者支援関連システム(ケア倶楽部)を導入し、区と事業者間の更なる連携強化を図っています。
⑦	介護サービス事業者と連携した災害・感染症対策に係る体制整備	介護サービス事業者向けに感染症対策・備蓄等の災害対策に係る研修を実施するとともに、区と介護保険サービス事業者連絡協議会との間で「要介護高齢者の安否確認等に関する協定書」を締結し、災害発生を想定した訓練の実施等を通じて支援体制整備に取り組んでいます。
⑧	福祉サービス第三者評価受審費用の助成	介護サービス事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成する事業の普及を図ることにより、介護サービス事業者の受審を促進しています。
⑨	介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消を図っています。

(3)介護人材の確保

- 知識や経験の豊富な介護福祉士等の有資格者の確保や定着を図るため、介護サービス事業者の雇用支援策を引き続き推進していきます。
- 区内介護サービス事業所における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職面接会の開催や宿舍借上支援事業などにより、介護職員の確保・育成・定着につなげていきます。
- 介護人材の確保に向けた国や都の処遇改善や、復職・再就職支援、働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備、ロボットの活用などを注視しつつ、人材不足への総合的な対策を推進していきます。
- 区内介護サービス事業所に対して、ICT 導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）を活用するなど、介護現場の業務効率化を支援していきます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型サービスや住民主体のサービスについて、ニーズに感じられるよう、適切な基準やサービスのあり方を検討していきます。また、生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービス体制の充実を図っていきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	介護職合同就職相談・面接会	ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護サービス事業所の企業 P R と就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催しています。
②	介護人材確保支援事業	介護職への就労希望者に対し、介護職初任者研修およびキャリアカウンセリングなどの就職対策研修を実施するとともに、区内介護サービス事業所に対しても、就労希望者の受け入れをサポートし、その上で、両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援しています。
③	介護職員等宿舍借上支援事業	区内介護サービス事業所が介護職員などのために借り上げた社宅利用型借上住宅使用料の一部を補助しています。
④	介護事業所の雇用・育成支援	東京都が実施している介護人材の確保、育成、定着に向けた総合的な取組の周知啓発を行っています。また、外国人材の受け入れ環境整備および職場環境の改善などへの東京都の支援事業を事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知しています。
⑤	ICT の利用促進	区内介護サービス事業所に対して、助成制度を活用し ICT 導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で情報を共有することで、ペーパーレス化を進めるなど、介護現場の業務効率化を図ります。
⑥	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事	区独自で緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従業者研修について、区ホームページや区施設でのチラシ配布な

	業)における担い手の育成支援	ど周知に積極的に取り組み、実施することで総合事業の担い手となりたい人の発掘・育成を支援します。
⑦	生活支援コーディネーターによる取組の充実 (住民参加による支え合いの体制づくり) 【再掲】	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。
⑧	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 (住民参加による支え合いの体制づくり) 【再掲】	生活支援コーディネーターや関係機関等が定期的に情報共有及び連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。

(4) 家族介護者等への支援

- 特別養護老人ホームの人材や施設の設備・福祉用具等を活用した「介護者教室・交流会」の開催等により、家族介護者等への支援の充実を図ります。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、仕事と介護の両立に向けたセミナー、介護に関する講座等について、就労している介護者や区内企業等に向けて、積極的に情報を発信していきます。
- 身近な相談機関であるおとしより相談センターに、家族等が介護の悩みや不安などを気軽に相談できるよう、より一層の周知啓発を図ります。
- 高齢者本人や家族等が希望に沿った介護事業者を見つけられるよう、介護事業者情報検索システム（けあプロ・NAVI）等により、介護事業者情報を提供していきます。
- 地域のレスパイト拠点としての機能をもつショートステイを提供することで、介護をしている家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- 無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急時に対応する緊急ショートステイやミドルステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	「介護者教室・交流会」の開催	介護する家族等を対象に、介護の知識・技術の習得を支援するとともに、介護者が抱える悩みの共有や情報交換の場を提供しています。
②	就労介護者等を対象とした支援	介護をしながら仕事をしている方を対象に、セミナーや介護に関する講座を開催することで、仕事や介護の両立を支援しています。
③	介護事業者情報の提供	令和元年度から介護事業者情報検索システム「けあプロ・NAVI」を導入し、高齢者本人や家族等が、居住地域やサービスの種類などにより、希望にあった介護事業者を検索できるよう支援しています。
④	おとしより介護応援手当	在宅で生活している寝たきりまたは認知症の高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活を支援しています。
⑤	介護者慰労事業	寝たきりや認知症の高齢者を日常在宅で介護している家族に、食事券やマッサージ券などとして利用できる慰労券を支給しています。
⑥	ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供【再掲】	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、家族介護者等のレスパイト拠点として、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（7事業所 65床）を提供しています。
⑦	緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供【再掲】	緊急時や家族介護者のレスパイト対応の体制を確保するため、介護者が入院するなどの緊急時に利用できる緊急ショートステイおよび要介護度4、5で特別養護老人ホームの申込者が利用できるミドルステイサービスを提供しています。

課題

ライフスタイルの変化に伴い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生涯を通じて住み続けられるような住まいの確保への取組が求められています。区の調査¹²では介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」と考える高齢者が多数いる一方で、高齢者向け住宅や介護施設への入居や入所を希望する高齢者も一定の割合を占めています。

住宅・住環境施策の方向性を示した「中央区住宅マスタープラン」では、高齢者に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都市居住環境の整備を推進していくとしています。

高齢者の多様な生活様式を考慮すると、現在の住まいに改修等を行いながら住環境を整えていくことができるサービスの充実を図るとともに、ライフステージやライフスタイルに合わせ住まいを選択・確保できるようにすることが求められています。

これまでも、地価の高い都心部において用地の確保が困難な中、シルバーピアなどの区立住宅、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備促進を図ってきました。また、在宅生活が困難になった高齢者や一人暮らしの認知症高齢者のセーフティネットとして、特別養護老人ホームや認知症グループホーム、在宅介護を支えるために「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所やショートステイを整備してきました。地域密着型特別養護老人ホームについては、令和3年3月に桜川敬老館等複合施設内に開設することで、区内日常生活圏域3地域に整備することができました。

今後は人口動向や区民ニーズ、各施設の利用率を的確に見極めながら、再開発や区施設の改築の機会を捉えた住宅の確保や施設の整備を推進するなど、高齢者が安心して住み続けられるまちの実現に向け、総合的に住環境や生活環境の整備を推進していくことが重要です。

¹² 令和元（2019）年「中央区高齢者の生活実態調査」問40

施策の方向性

(1) 安心・安全な住まいの整備促進

- サービス付き高齢者向け住宅や優良賃貸住宅など高齢者の住まいの確保について、現在の利用状況、高齢者人口および需要の推移を踏まえて開発事業者等に働きかけを行い、ニーズに応じた供給誘導を促進していきます。
- 特別養護老人ホームや在宅生活が困難になった認知症高齢者のセーフティネットである認知症高齢者グループホームなどの施設整備については、民間事業者による整備を誘導していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	区立住宅等の管理運営	住宅に困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立・区営住宅、借上住宅の管理運営をしています。とりわけ、高齢者に対しては、その特性に配慮し自立した生活を支援するため、安全で利便性の高い構造や設備を備え、生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置した住宅（シルバーピア）の管理運営をしています。
②	高齢者向け優良賃貸住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮した高齢者向け優良賃貸住宅の供給を誘導しています。
③	サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮したサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導しています。
④	認知症高齢者グループホーム等の供給誘導	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスや、看護小規模多機能型居宅介護などについては、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極めた上で、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力を活用し供給を誘導していきます。
⑤	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進	東京都や住宅関連団体等と連携して、賃貸住宅の家主に対して、住宅確保要配慮者（高齢者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方）向け賃貸住宅登録制度の情報提供を行うとともに、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅へ入居ができるよう、情報登録閲覧制度により広く情報提供を行っています。

(2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援

- 家族構成や身体状況の変化に伴い、住まいの住み替えが必要となる場合などにおいて、自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、賃貸住宅への住み替えを引き続き支援していきます。
- 介護保険では提供されない住宅設備改善費の助成や専用機器の設置による居住支援により、在宅生活の継続を支える暮らしやすい居住環境の整備を支援していきます。

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	住み替え相談	自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、(公社)東京都宅地建物取引業協会の協力を得て、民間賃貸住宅への住み替えや公共住宅についての案内などを行っています。
②	高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進	身元引受人や連帯保証人が見つからない高齢者等のための「あんしん居住制度」および「家賃債務保証制度」の活用促進を図るため、制度を利用した場合の一部費用を助成しています。
③	住宅設備改善給付	在宅生活を支援するため、介護予防や自立支援の観点から、転倒予防や介護の軽減につながる住宅改修(手すりの取付やトイレの洋式化等)を必要とする場合の住宅設備改善費の給付を行っています。
④	緊急通報システムの設置【再掲】	一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報機器を設置しています。急病などの緊急時にボタン一つで民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防による救助を受けることができます。
⑤	家具類転倒防止器具の設置【再掲】	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。
⑥	耐震補強等のための支援	住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する助成などを行っています。また、耐震補強など、住宅の修繕をしようとする方が、必要な資金を調達することが困難な場合、融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんしています。